



2025年5月29日

各 位

会 社 名	株式会社ネットプロテクションズホールディングス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 柴 田 紳 (コード番号 7383 プライム市場)
問 合 せ 先	取 締 役 C F O 渡 邊 一 治
電 話	03-4530-9235

取締役に対する報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬制度を改定すること（以下「本報酬制度改定」という。）について決議し、これらの改定に関する議案を2025年6月27日開催予定の第7期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することとしたので、以下の通りお知らせします。

記

1. 本報酬制度改定の目的及び条件

本報酬制度改定は、当社を取り巻く社会環境や職責の変化を踏まえて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する基本報酬を増額し、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るより高いインセンティブを与えると共に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「譲渡制限付株式報酬制度」という。）の内容等を改定するものです。また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動制をより明確化する目的で、新しく事後交付型の業績条件付株式報酬制度（以下「業績連動型株式報酬制度」という。）を導入します。

本報酬制度改定は、当社の取締役に対する報酬に関する議案につき、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件としています。

2. 本報酬制度改定後の取締役に対する報酬制度の概要

（1）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本（1）において同じ。）の報酬等の額は、2019年6月21日開催の当社第1期定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいています。本報酬制度改定の目的を踏まえ、当社の取締役に対する金銭報酬の額を、年額3億円（うち社外取締役分は500万円）以内とします。

（2）業績条件付株式報酬制度の内容について

業績条件付株式報酬制度においては、当社は、3事業年度以上（当該期間中に対象取締役となる者については1事業年度以上）で当社の取締役会が定めた期間（以下「業績評価期間」という。）における業績目標及び対象取締役の役位別の基準交付株式数を設定し、業績目標を含む条件が成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役に対して、当社株式を交付し、一部を金銭で支給します。

株式の交付又は金銭の支給に係る業績目標は、当社の株式の市場価格の状況を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせる等その他当社の取締役会が決定した指標とします。

業績条件付株式報酬制度に基づく株式の発行又は処分は、対象取締役に対し、①金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに、又は、②対象取締役に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うものとし、これにより当社が発行又は処分する当社株式の総数は、年500,000株以内とします。また、業績条件付株式報酬制度に基づき支給される金額の総額は、年2億円以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、業績条件付株式報酬制度に係る報酬は、他の報酬とは別枠とします。

（3）譲渡制限付株式報酬制度の改定について

当社の譲渡制限付株式報酬制度は、上記（1）に係る金銭報酬枠とは別枠で、2022年6月29日開催の当社第4期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額を年額12百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年24,000株以内とし、譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間は、制度の対象となる取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社取締役会で定める地位のいずれも喪失した日までとすること、株式の交付に際しては当社から金銭報酬債権を支給しそれを現物出資させることにより株式の発行又は処分を行うこと等につき、ご承認いただいています。

本報酬制度改定により、既存の譲渡制限付株式報酬制度を以下の通り改定します。

- （i）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様の目的から、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役も付与対象者とする。
- （ii）既存の譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠から増額（増加）すること。具体的には、本議案に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間90,000株（うち社外取締役は15,000株）以内、その金額は年額30百万円（うち社外取締役分は5百万円）以内とし、監査等委員である取締役については、それぞれ、年間15,000株以内、年額5百万円以内とする。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整する。
- （iii）譲渡制限期間について、3年以上で当社の取締役会が定める期間とすること。
- （iv）株式の交付は、①金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに、又は、②対象取締役に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役（新譲渡制限付株式報酬）が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うこと。

なお、新譲渡制限付報酬制度に係る報酬は、他の報酬とは別枠とします。

以 上